

官公需法に基づく  
「中小企業者に関する国等の契約の方針」に、  
外注が必要な元請事業者等に対する周知  
を新たに盛り込みました。

## 元請事業者等へのお願い

外注事業をお持ちの方へのお願いです。

外注事業を実施される際は、

- 地域の中小企業の地域精通度などを  
評価して活用しましょう！
- 外注先の適正な人件費の確保などを  
心がけましょう！
- 書面により作業内容・期間、人件費などの  
明確化を図りましょう！